

別紙

雇用に関する特記仕様書

- 1 乙（受託者）は、業務実施にあたり次のとおり人員を確保するものとする。ただし、乙は甲（委託者）と協議のうえ、下表中「その他の労働者」の延人日を「新規雇用・就業者」の延人日に振り替え、また、これに伴い「その他の労働者」の人数を減じることができるものとする。

職 種		人数	雇用・就業期間	延人日
新 規 雇 用 者	非常勤職員	2	5か月	200人日
	臨時職員	4	3か月	240人日
	小 計	a 6	—	440人日
そ の 他 の 労 働 者	NPOスタッフ	1	6か月	120人日
	小 計	1	—	120人日
計		b 7	—	560人日
新規雇用者率 (a/b)		85.7%		

- 2 1で雇用・就業する労働者に要する人件費（賃金・手当・社会保険料）は、委託料（委託料に係る消費税を除く。）の80.0%以上とする。
- 3 乙が新規雇用する労働者の募集は、原則として次の方法によるものとする。
（公共職業安定所及び彩の国仕事発見システム）
- 4 乙は、労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であることを確認するものとする。
なお、確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるもの提示を求めること等によることとする。
- 5 乙が新規雇用する労働者の雇用・就業期間は一人につき6か月未満とする。
- 6 乙は、労働者を新規雇用する際に、従前に埼玉県緊急雇用創出基金又は他都道府県の緊急地域雇用創出基金を財源とする事業において雇用された経験の有無を本人に確認するものとし、あると判明した場合は、5の規定にかかわらず、乙は、従前の雇

用・就業期間との通算で1年未満の間に限り、当該労働者を雇用できるものとする。

7 乙が新規雇用する労働者の雇用・就業期間は、当該労働者が次のいずれかに該当する場合、乙は甲と協議のうえ、その雇用・就業期間を1回に限り更新することができる。

ア 特定の者（児童・生徒、障害者、高齢者等）との対人関係の中で継続的にサービスを提供する業務を受け持つ者

イ 企画・管理部門等であって事業を継続するために必要不可欠な業務を受け持つ者

ウ 労働災害の発生頻度が高い業種において、単独又は少人数で従事する等当該業務の性格から安全に業務を遂行するための知識・技術が各人に必要不可欠な業務を受け持つ者

エ 重大な災害の被災者又は家族の介護・看護若しくは家族の転勤により一時的に居住地の変更を余儀なくされた者

オ 更新して雇用した後も雇用期間の定めのない労働者として正式に雇用することに事業主が同意した者

カ その他特に社会的配慮が必要な者

8 5から7までの規定は、乙が本委託業務以外の業務を行うため当該労働者の雇用を継続することを妨げない。

9 乙は、1及び2で定める事項に従って履行することが困難であると判明した場合には、速やかに甲と協議し、指示を受けるものとする。

10 乙は、新規雇用を行った場合速やかに甲に報告するものとする。

11 乙は、1から7までの事項にかかる実績を、証拠書の写しを添えて甲に報告するものとする。

12 乙は、事業の実施に当たり本特記仕様書に反した場合には、委託契約額の一部又は全部を甲に返還するものとする。